

浅間山避難計画（LV1-3 想定）の改正について

1 経緯と現状

- (1) 第9回浅間山火山防災協議会（令和2年3月19日付け書面決議）後、気象庁担当者から気象庁運用「浅間山噴火警戒レベル」との整合を図るため、噴火警戒レベル3（入山規制）で居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が切迫している場合、いわゆる「中噴火が切迫している場合」の具体的な対応を追記し、第15回幹事会（令和2年12月書面開催）において、構成員の皆様にご審議をいただいた。（ご意見等は資料1のとおり）
- (2) 構成員の皆様からは賛成をいただいたが、いただいたご意見の計画への具体的な反映等について、今後、関係機関及び気象庁様との調整が必要と判断し、事務局にて再度、関係機関と調整を行い、修正後、再度、第16回幹事会（令和3年3月書面開催）において、構成員の皆様にご審議をいただいた。（ご意見等は資料2のとおり）

2 いただいたご意見を踏まえた主な修正ポイント

- (1) 山頂火口から4kmを超える範囲の防災対応を明記
（想定される火山現象、噴火時の対応、防災無線・メール 噴火警戒レベル別例文）
 - ・ 浅間山噴火警戒レベル3（入山規制）において、中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散される噴火とし、稀に噴石が概ね4kmをこえることがあるとされている。このことから、山頂火口から4kmを超える範囲においても、避難対象地域として見据え、防災対応を行うことを記述。
 - ・ レベル3の通常の状態を経てからでない「中噴火が切迫している状態に移行しない」という印象を与える可能性があることから記載内容を見直し。
- (2) 収集する火山に関する情報について、緊急度に応じて掲載順を変更
- (3) 関係市町村に確認の上、避難対象施設等を追記し、関連する表及び図を整備
- (4) 組織改正に伴う構成機関名の整備

添付資料

- ・ 資料1 第15回浅間山火山防災協議会幹事会（書面開催）の改正案に対する意見及び対応
- ・ 資料2 第16回浅間山火山防災協議会幹事会（書面開催）の改正案に対する意見及び対応
- ・ 浅間山避難計画（LV1-3 想定）第16回幹事会（令和3年3月書面開催）構成機関の議論を踏まえた改正版